

一般社団法人近江鉄道線管理機構入札参加資格要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人近江鉄道線管理機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第10条第1項第1号の規定に基づき、一般社団法人近江鉄道線管理機構（以下「機構」という。）が発注する物品の買入、役務の提供及び物件の貸借等（以下「物品役務等」という。）並びに工事等（修繕並びに工事及び修繕に係る設計等の業務委託を含む。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査（以下「資格審査」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札参加資格は、契約事務規程第4条に規定する者以外の者で、入札参加資格の審査の申請をする日前の直近の決算日（以下「審査基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値（P）を受けている者
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた者
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
- (4) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けた者
- (6) 建築設備の設計及び監理を業とする者
- (7) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
- (8) 物品の販売、製造、修繕等を業とする者
- (9) 印刷製本等を業とする者
- (10) 施設管理等を業とする者
- (11) 事務事業等の受託を業とする者
- (12) 役務の提供等を業とする者
- (13) その他前各号に掲げる者と同等の資格を有すると代表理事が特に認めた者

2 前項の規定のほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第2号

の実績が、近江鉄道株式会社が発注した業務の場合は第1号の要件については問わない。

(1) 国、地方自治体の入札参加有資格者名簿に登録がある者。ただし、入札参加停止等の措置を受けていないこと。

(2) 別表1の鉄道事業者が発注する業務を、原則として、単体又は共同企業体の構成員（代表構成員に限らないが出資比率20%以上のものに限る。）として元請契約し、過去5年以内の期間に完成させた実績を有すること。

3 第1項の者において、当該営業に関し、法令等の規定により許可、登録等を受けることが必要とされている場合は、当該許可、登録等を受けている者であること。

4 前各項の規定にかかわらず、資格審査の申請日において次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 経営状態が著しく不健全な者

(2) 資格審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 納期限が到来している国税及び地方税に未納がある者

(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により、当該保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

(5) 健康保険、厚生年金に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(希望品目及び希望業種の数)

第3条 入札参加を希望する物品役務等の品目及び工事等の業種については別表2のとおりとし、希望する品目数及び業種数については制限を設けない。

(資格審査の項目)

第4条 資格審査の項目は、第2条各項に掲げる要件とする。

(資格審査の実施等)

第5条 資格審査は、隔年ごとに定期で実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次の定期の資格審査までの中間の年（以下「中間年」という。）において新たに競争入札に参加しようとする者並びに業種等の追加及び変更をしようとする者については、中間年に資格審査を実施するものとする。

3 前2項の資格審査の実施時期は、毎年別に定める。

(資格審査の申請)

第6条 資格審査の申請の方法その他必要な事項は、代表理事が別に定める。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 入札参加資格の有効期間は、第5条の規定により実施する資格審査に基づき、入札参加資格を有する者の名簿を作成した時から次の定期の資格審査に基づき新たに名簿を作成する時までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、機構が実施する契約に関する手続及び運用に関して必要となる事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
東武鉄道株式会社
西武鉄道株式会社
京成電鉄株式会社
京王電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
東急電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
相模鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
南海電気鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
阪神電気鉄道株式会社
西日本鉄道株式会社
仙台市交通局
東京都交通局
横浜市交通局
名古屋市交通局
京都市交通局
神戸市交通局
福岡市交通局
近江鉄道株式会社
信楽高原鐵道株式会社
甲賀市

別表 2（第 3 条関係）

土木一式工事	建築一式工事
舗装工事	電気設備工事
消防施設工事	給排水冷暖房工事
水道施設工事	機械設備工事
塗装工事	造園工事
さく井工事	鉄骨工事
橋りょう上部工事	法面処理工事
建築付帯工事	交通安全施設工事
清掃施設工事	
測量	地質調査
建設コンサルタント	補償コンサルタント
建築設計監理	建築設備設計監理
一般調査（土木）	
物品（別に掲げるものを除く。）	印刷製本
車両	資材
電気	
役務の提供・業務請負（別に掲げるものを除く。）	維持管理
廃棄物処理	調査・分析
広告・企画	リース・レンタル
車両整備	資源回収